

事故にあったら第三者行為の届出を

事故にあつて保険証を使用して治療を受けたいという場合は組合へ第三者行為の届出が必要となります。事故に起因する治療に係る費用は組合が負担するものではなく、加害者側が負担すべきものと考えられるため、届出で詳細を確認したうえで加害者に請求をします。負傷の状況により手続きが変わる場合もありますので、事故にあつたらまずは組合へ問い合わせるようにしましょう。

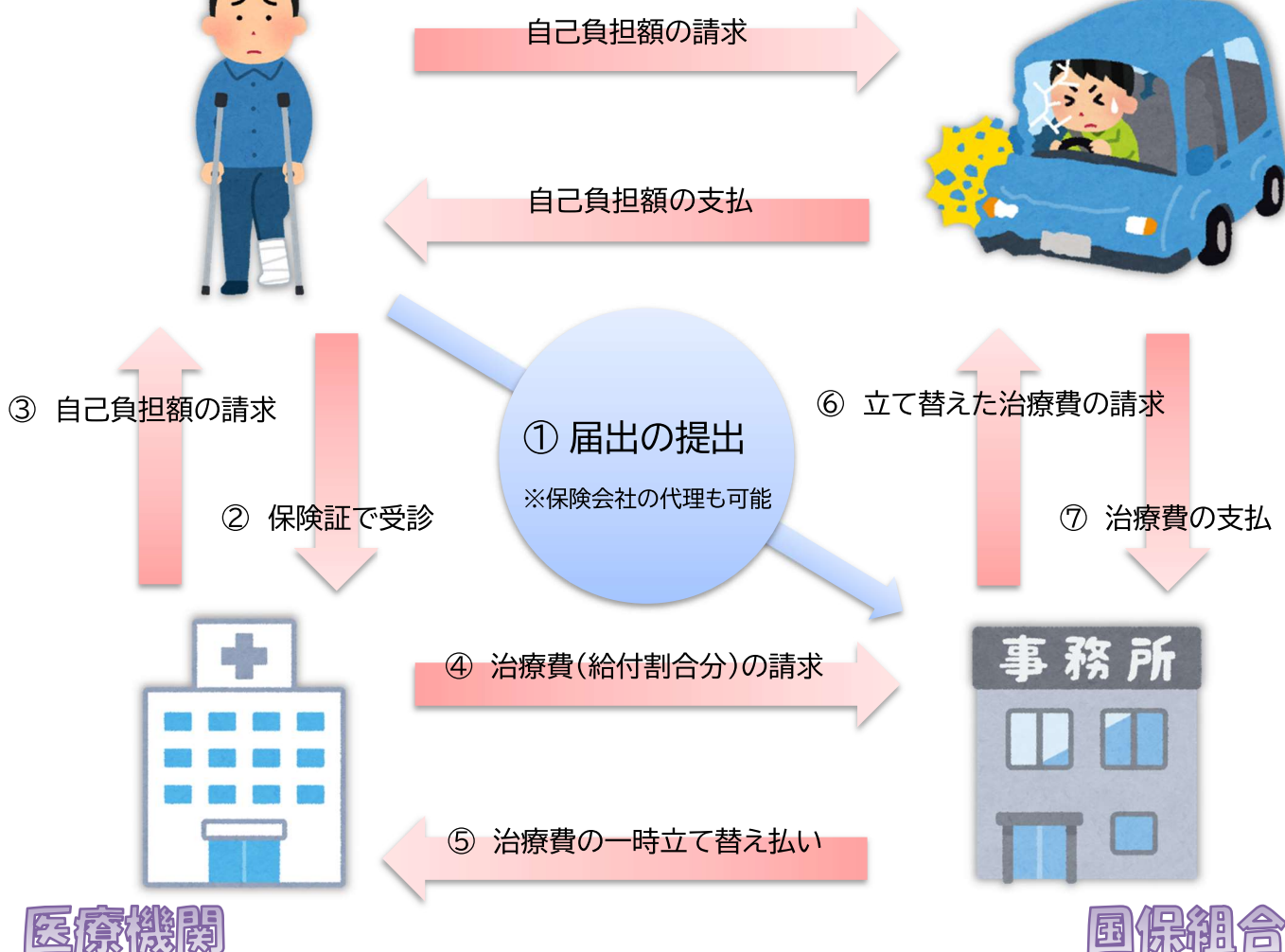
【第三者行為ってなに？】

第三者行為とは、交通事故・暴力行為・他人のペットに噛まれたなど、第三者による行為が原因でケガを負い、治療を受けることになった場合をいいます。組合員及びその家族は一時的に保険証を使用して治療を受けることはできますが、その場合は組合に届出をしていただく必要があります。

被害者



加害者



【どうして届出が必要？】

本来は加害者側が治療費の損害を賠償する義務がありますが、保険証を使用して治療を受けた場合、治療費を加害者の代わりに組合が一時的に立て替えて支払うこととなります。**届出をご提出いただき、事故状況などの詳細を確認したうえで組合が立て替えた治療費を加害者に請求するため、必ず届出をお願いいたします。**また、自損事故は第三者行為にはありませんが、保険証を使用し治療を受ける場合は、同様に届出が必要となりますのでご注意ください。

※届出の必要書類につきましては組合 HP よりダウンロードいただくか、組合まで直接お問い合わせください。

注意

以下の場合、加害者側に請求すべき治療費の全額または一部を組合員の方に負担いただくこともあります！

- ・国民健康保険法施行規則により届出義務があるにもかかわらず届出が無かった場合
- ・示談等により組合から加害者側に治療費の請求ができなくなってしまった場合
- ・被害者側にも過失があり、立て替えた治療費を加害者側から回収できなかった場合
- ・国民健康保険法第 60 条及び 61 条に違反し給付制限にあたりと組合が判断した場合
- ・正当な理由なしに国民健康法第 62 条及び 63 条に違反した場合



【負傷原因調査票提出のお願い】

組合では、国民健康法第 66 条に基づき、毎月 10 日前後に医療機関等からの請求内容を確認し、**治療の原因が第三者行為、または自損事故によるものであると疑わしい方に対して負傷原因の調査票を送付させていただいております。必ず期限までにご提出くださいますようお願い申し上げます。**

作成：関東信越税理士国民健康保険組合
さいたま市大宮区桜木町 4-376-1
TEL:048-631-2211 FAX:048-644-3030



こちらのQRコードをスマートフォンで読み込むと組合HPへアクセスできます。

参考：厚生労働省